

本 会 記 事

日本植物病理学会の法人化について

日本植物病理学会
会長 柘植尚志

日本植物病理学会は、令和2年の「一般社団法人日本植物病理学会」設立に向け準備を進めています。

平成30年3月に開催されました学会定期総会におきまして、日本植物病理学会の令和2年度からの法人化に向けた準備を進めることが承認されました。昨年度、将来問題検討委員会が中心となり、専門家の意見を得ながら法人化に向けての検討を進め、これまでの「会則」に代わる「定款」(案)を作成しました。平成30年度第1回評議員会(平成30年11月17日開催)、さらに本年3月の学会定期総会(平成31年3月18日開催)におきまして、「定款」(案)が承認され、令和2年から「一般社団法人日本植物病理学会」として新たな組織体制のもと運営することになりました。

学会定期総会で承認されました「定款」を掲載させていただきます。コンサルタントおよび司法書士により確認を受けておりますが、登記手続きの過程で文言の微細な修正が入る可能性があることをご了解ください。現在、法人化申請に合わせて、学会組織運営についての規程・規則の整備を進めております。

一般社団法人日本植物病理学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は一般社団法人日本植物病理学会（以下「本会」という。）と称し、英文表記を The Phytopathological Society of Japan, 略称を PSJ とする。

(事務所)

第2条 本会は主たる事務所を東京都北区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は植物病理学の進歩と普及をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究発表会及び講演会の開催
- (2) 会報（英文誌及び和文誌）及びその他の出版物の刊行
- (3) 会員等の業績の表彰
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

(公告の方法)

第5条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第3章 会員

(会員の種別)

第6条 本会に次の会員を置く。

- (1) 個人会員 本会の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 賛助会員 本会の目的に賛同して賛助するために入会した団体及び個人
 - (3) 準会員 本会の目的に賛同して入会した団体
- 2 前項の個人会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」とする。）上の社員とする。

(入会)

第7条 本会に入会しようとする者は、所定の入会手続きを経て申し込み、会長の承認を受けるものとする。

(会費)

第8条 会員は、本会の事業活動に必要な経費に充てるため、会費として、会員規程において別に定める額を支払う義務を負う。

- 2 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(退会)

第9条 退会しようとする会員は、その旨を本会に申し出ることにより、退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付してその旨を通知し、総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款、その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき

- 2 前項により除名が決議されたときは、当該会員に対し

通知するものとする。

(資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払いの義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 当該会員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての個人会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、規程の新設、廃止及び改定その他、総会で決議するものとして法令及びこの定款で定められた事項について決議する。

(開催)

第14条 総会は、定時総会として、毎事業年度終了後速やかに開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総議決権の5分の1以上の議決権を有する個人会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があった日から4週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知が発せられない場合は、前項の規定による請求をした個人会員は、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、出席した他の理事が議長を務める。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、個人会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会に出席した個人会員の議決権の過半数をもって行う。ただし、当該総会において個人会員総数の20分の1以上の出席がない場合においては、決議は成立しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、個人会員総数

の半数以上であって、個人会員総数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他、法令で定められた事項

3 役員を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 総会に出席できない個人会員は、あらかじめ通知された事項について他の個人会員を代理人として決議を委任することができる。この場合、当該個人会員については総会の定足数及び議決数に算入する。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び総会で指名された議事録署名人1名が、記名押印または署名する。
- 3 第1項の議事録は、主たる事務所に10年間備え置くものとする。

(会員への通知)

第20条 総会の議事の要項及び議決した事項は、本会が発行する会報又は電磁的方法等にて会員に通知する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち、2名を法人法上の代表理事とする。

3 前項の代表理事のうち、1名を会長、もう1名を副会長とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 前項の理事及び監事の候補者は、個人会員の中から別に定める規程により選出する。

3 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

4 監事は、本会の理事又は使用人(事務局の職員をいう。以下「職員」という。)を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族(その他該当理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。)である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同

様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事は、法令及びこの定款並びに総会の決議を遵守し、本会のため忠実にその職務を行い、また、本会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した時は、直ちに当該事実を監事に報告しなければならない。
- 3 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。
- 5 代表理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 理事又は監事が、第21条に定める定数に足りなくなるときは、第22条に定める方法により補欠の理事又は監事を選任する。後任者の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了、又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(責任の一部免除又は限定)

第27条 本会は、役員の方法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める

最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 理事会は、必要に応じ指名する者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(開催)

第30条 理事会は、毎年2回以上開催することとし、次のいずれかに該当する場合にも開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が欠けたときは他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた時は、この限りでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

- 3 第1項の議事録は、主たる事務所に10年間備え置くものとする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会において承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の決議を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 本会は、前項の定時総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告するものとする。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び個人会員の名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金処分の禁止)

第38条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 本会が清算をする場合において有する残余財産

は総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人または公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与し帰属させるものとする。

第9章 研究発表会及び講演会

(大会)

第42条 本会は、大会を原則として年1回開催する。

- 2 大会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(部会)

第43条 本会は、部会を原則として地域別に年1回開催する。

- 2 部会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(談話会及び研究会等)

第44条 本会は、談話会及び研究会等を開催することができる。

- 2 談話会及び研究会等の運営に関して必要な事項は、別に定める。

第10章 委員会

(委員会)

第45条 本会は事業を推進するために、総会の下に委員会を設置することができる。

- 2 委員会の任務、構成及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

第11章 補則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

(法令の準拠)

第47条 この定款に規定のない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとする。

第12章 附則

(最初の事業年度)

第48条 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から2020年12月31日までとする。

(設立時の役員)

第49条 本会の設立時の役員は次のとおりとする。

設立時理事

**** **** **** ****

設立時代表理事（会長）

設立時代表理事（副会長）

設立時監事

**** ****

（設立時社員の氏名及び住所）

第50条 本会の設立時の社員は、次のとおりとする。

（住所）

設立時社員

（住所）

設立時社員

（設立時所在地）

第51条 本会の設立時の主たる事務所の所在場所は、次の通りである。

東京都北区中里2丁目28番10号一般社団法人日本植物防疫協会内

（削除）

第52条 本附則第48条から本条は、2020年12月31日の経過をもって削除する。

以上、一般社団法人日本植物病理学会を設立するため、設立時社員各位の定款作成代理人である司法書士阿形太樹は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

2020年1月●日

設立時社員 **** 印

同 **** 印

上記設立時社員の定款作成代理人

司法書士 阿形太樹

2019年度学会予算の訂正について

日本植物病理学会

会長 柘植尚志

今年度の一般会計予算案の作成に当たり、「ACPP2020開催準備関連費」として計上していた500,000円を「事業活動支出計」に加算しなかったため、「事業活動収支差額」にも含まれていませんでした。本来であれば、臨時総会開催等の措置によって、会員の皆様に訂正の承認を速やかに得べきところですが、実務的にこの様な措置は困難です。「ACPP2020開催準備関連費」の支出についてはご承認を得ているところであり、総会において承認をいただいた方針に沿って執行させていただきたいと考えております。なお、「事業活動収支差額」も、3,176,776円から500,000円減の2,676,776円となりますが、赤字に転じる見込みではないことを申し添えます。

今回の計算ミスおよび一般会計予算の訂正につきましては、次年度の学会定期総会において、ご説明、お詫びし、正式にご承認いただきます。

学会幹事会では、この様なミスの再発防止に向け、予算関連書類のチェック体制を再検討、整備する所存です。

学会は、会員の会費によって運営されています。今回、予算の計算ミスという、学会運営の根幹にかかわる重大なミスを引き起こしましたことにつきまして、会員の皆様に重ねてお詫び申し上げます。

2019年度学会予算 正誤表

誤

2019年度一般会計予算書(案)

(単位:円)

科目	予算額	前年度予算額	差異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
会費収入	20,700,000	21,135,000	△ 435,000
正会員会費収入	12,200,000	12,600,000	△ 400,000
学生会員会費収入	1,450,000	1,400,000	50,000
学部学生会員会費収入	25,000	30,000	△ 5,000
外国学生会員会費収入	200,000	160,000	40,000
準会員会費収入	1,575,000	1,695,000	△ 120,000
賛助会員会費収入	5,250,000	5,250,000	0
会報刊行収入	7,110,000	7,340,000	△ 230,000
頒布収入	2,500,000	2,730,000	△ 230,000
広告料収入	110,000	110,000	0
著者負担金収入	4,500,000	4,500,000	0
事業収入	16,604,509	15,334,000	1,270,509
大会運営収入	11,460,000	10,000,000	1,460,000
部会収入	1,550,000	1,584,000	△ 34,000
談話会・研究会 収入	2,634,509	3,050,000	△ 415,491
教育プログラム 収入	960,000	700,000	260,000
研究成果公開促進費収入	3,900,000	3,600,000	300,000
雑収入	74,000	104,000	△ 30,000
預金利息収入	4,000	4,000	0
雑収入	70,000	100,000	△ 30,000
事業活動収入計	48,388,509	47,513,000	875,509
2. 事業活動支出			
会報刊行費支出	15,400,000	15,000,000	400,000
印刷製本費支出	11,400,000	11,000,000	400,000
編集費支出	4,000,000	4,000,000	0
事業支出	19,209,733	17,750,000	1,459,733
大会支出	11,460,000	10,000,000	1,460,000
部会支出	2,617,888	2,750,000	△ 132,112
談話会・研究会 支出	4,171,845	4,300,000	△ 128,155
教育プログラム 支出	960,000	700,000	260,000
学術奨励関係費支出	700,000	750,000	△ 50,000
国際学術交流費支出	300,000	300,000	0
情報電子化費支出	1,150,000	850,000	300,000
HP充実費	550,000	450,000	100,000
情報維持費	600,000	400,000	200,000
男女共同参画支援費	200,000	200,000	0
負担金支出	380,000	980,000	△ 600,000
男女共同参画学協会連絡会 負担金支出	5,000	5,000	0
JABEE 負担金支出	50,000	50,000	0
日本農学会 負担金支出	125,000	125,000	0
植物保護科学連合 負担金支出	50,000	50,000	0
日本微生物学連盟 負担金支出	100,000	100,000	0
国際植物保護科学会 負担金支出	50,000	50,000	0
国際植物病理学会(ISPP) 負担金支出	0	600,000	△ 600,000
事業運営費支出	2,950,000	2,775,000	175,000
会議費支出	700,000	800,000	△ 100,000
旅費交通費支出	1,700,000	1,500,000	200,000
各種委員会関係費支出	550,000	475,000	75,000
管理費支出	4,922,000	4,777,000	145,000
通信運搬費支出	400,000	400,000	0
消耗品費支出	50,000	50,000	0
事務管理費支出	3,262,000	3,217,000	45,000
印刷費支出	150,000	150,000	0
法人化関連費	200,000	200,000	0
外部監査管理費	160,000	160,000	0
雑支出	700,000	600,000	100,000
ACPP2020開催準備関連費	500,000	500,000	0
事業活動支出計	45,211,733	43,882,000	1,329,733
事業活動収支差額	3,176,776	3,631,000	△ 454,224
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
固定資産売却収入	0	0	0
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
特定資産取得支出	3,000,000	3,000,000	0
ACPP開催基金取得支出	3,000,000	3,000,000	0
投資活動支出計	3,000,000	3,000,000	0
投資活動収支差額	△ 3,000,000	△ 3,000,000	0
III 財務活動収支の部			
財務活動収支差額	0	0	0
当期収支差額	176,776	631,000	△ 454,224
前期繰越収支差額	8,187,397	8,184,934	2,463
次期繰越収支差額	8,364,173	8,815,934	△ 451,761

正

2019年度一般会計予算書(案)

(単位:円)

科目	予算額	前年度予算額	差異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
会費収入	20,700,000	21,135,000	△ 435,000
正会員会費収入	12,200,000	12,600,000	△ 400,000
学生会員会費収入	1,450,000	1,400,000	50,000
学部学生会員会費収入	25,000	30,000	△ 5,000
外国学生会員会費収入	200,000	160,000	40,000
準会員会費収入	1,575,000	1,695,000	△ 120,000
賛助会員会費収入	5,250,000	5,250,000	0
会報刊行収入	7,110,000	7,340,000	△ 230,000
頒布収入	2,500,000	2,730,000	△ 230,000
広告料収入	110,000	110,000	0
著者負担金収入	4,500,000	4,500,000	0
事業収入	16,604,509	15,334,000	1,270,509
大会運営収入	11,460,000	10,000,000	1,460,000
部会収入	1,550,000	1,584,000	△ 34,000
談話会・研究会 収入	2,634,509	3,050,000	△ 415,491
教育プログラム 収入	960,000	700,000	260,000
研究成果公開促進費収入	3,900,000	3,600,000	300,000
雑収入	74,000	104,000	△ 30,000
預金利息収入	4,000	4,000	0
雑収入	70,000	100,000	△ 30,000
事業活動収入計	48,388,509	47,513,000	875,509
2. 事業活動支出			
会報刊行費支出	15,400,000	15,000,000	400,000
印刷製本費支出	11,400,000	11,000,000	400,000
編集費支出	4,000,000	4,000,000	0
事業支出	19,209,733	17,750,000	1,459,733
大会支出	11,460,000	10,000,000	1,460,000
部会支出	2,617,888	2,750,000	△ 132,112
談話会・研究会 支出	4,171,845	4,300,000	△ 128,155
教育プログラム 支出	960,000	700,000	260,000
学術奨励関係費支出	700,000	750,000	△ 50,000
国際学術交流費支出	300,000	300,000	0
情報電子化費支出	1,150,000	850,000	300,000
HP充実費	550,000	450,000	100,000
情報維持費	600,000	400,000	200,000
男女共同参画支援費	200,000	200,000	0
負担金支出	380,000	980,000	△ 600,000
男女共同参画学協会連絡会 負担金支出	5,000	5,000	0
JABEE 負担金支出	50,000	50,000	0
日本農学会 負担金支出	125,000	125,000	0
植物保護科学連合 負担金支出	50,000	50,000	0
日本微生物学連盟 負担金支出	100,000	100,000	0
国際植物保護科学会 負担金支出	50,000	50,000	0
国際植物病理学会(ISPP) 負担金支出	0	600,000	△ 600,000
事業運営費支出	2,950,000	2,775,000	175,000
会議費支出	700,000	800,000	△ 100,000
旅費交通費支出	1,700,000	1,500,000	200,000
各種委員会関係費支出	550,000	475,000	75,000
管理費支出	4,922,000	4,777,000	145,000
通信運搬費支出	400,000	400,000	0
消耗品費支出	50,000	50,000	0
事務管理費支出	3,262,000	3,217,000	45,000
印刷費支出	150,000	150,000	0
法人化関連費	200,000	200,000	0
外部監査管理費	160,000	160,000	0
雑支出	700,000	600,000	100,000
ACPP2020開催準備関連費	500,000	500,000	0
事業活動支出計	45,711,733	43,882,000	1,829,733
事業活動収支差額	2,676,776	3,631,000	△ 954,224
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
固定資産売却収入	0	0	0
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
特定資産取得支出	3,000,000	3,000,000	0
ACPP開催基金取得支出	3,000,000	3,000,000	0
投資活動支出計	3,000,000	3,000,000	0
投資活動収支差額	△ 3,000,000	△ 3,000,000	0
III 財務活動収支の部			
財務活動収支差額	0	0	0
当期収支差額	△ 323,224	631,000	△ 954,224
前期繰越収支差額	8,187,397	8,184,934	2,463
次期繰越収支差額	7,864,173	8,815,934	△ 951,761

2019年度一般会計予算書(案) (2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
会費収入	20,700,000	21,135,000	△ 435,000
正会員会費収入	12,200,000	12,600,000	△ 400,000
学生会員会費収入	1,450,000	1,400,000	50,000
学部生会員会費収入	25,000	30,000	△ 5,000
外国会員会費収入	200,000	160,000	40,000
準会員会費収入	1,575,000	1,695,000	△ 120,000
賛助会員会費収入	5,250,000	5,250,000	0
会報刊行収入	7,110,000	7,340,000	△ 230,000
頒布収入	2,500,000	2,730,000	△ 230,000
広告料収入	110,000	110,000	0
著者負担金収入	4,500,000	4,500,000	0
事業収入	16,604,509	15,334,000	1,270,509
大会運営収入	11,460,000	10,000,000	1,460,000
部会収入	1,550,000	1,584,000	△ 34,000
談話会・研究会 収入	2,634,509	3,050,000	△ 415,491
教育プログラム 収入	960,000	700,000	260,000
研究成果公開促進費収入	3,900,000	3,600,000	300,000
雑収入	74,000	104,000	△ 30,000
預金利息収入	4,000	4,000	0
雑収入	70,000	100,000	△ 30,000
事業活動収入計	48,388,509	47,513,000	875,509
2. 事業活動支出			
会報刊行費支出	15,400,000	15,000,000	400,000
印刷製本費支出	11,400,000	11,000,000	400,000
編集費支出	4,000,000	4,000,000	0
事業支出	19,209,733	17,750,000	1,459,733
大会支出	11,460,000	10,000,000	1,460,000
部会支出	2,617,888	2,750,000	△ 132,112
談話会・研究会 支出	4,171,845	4,300,000	△ 128,155
教育プログラム 支出	960,000	700,000	260,000
学術奨励関係費支出	700,000	750,000	△ 50,000
国際学術交流費支出	300,000	300,000	0
情報電子化費支出	1,150,000	850,000	300,000
HP充実費	550,000	450,000	100,000
情報維持費	600,000	400,000	200,000
男女共同参画支援費	200,000	200,000	0
負担金支出	380,000	980,000	△ 600,000
男女共同参画学協会連絡会 負担金支出	5,000	5,000	0
JABEE 負担金支出	50,000	50,000	0
日本農学会 負担金支出	125,000	125,000	0
植物保護科学連合 負担金支出	50,000	50,000	0
日本微生物学連盟 負担金支出	100,000	100,000	0
国際植物保護科学会 負担金支出	50,000	50,000	0
国際植物病理学会(ISPP) 負担金支出	0	600,000	△ 600,000
事業運営費支出	2,950,000	2,775,000	175,000
会議費支出	700,000	800,000	△ 100,000
旅費交通費支出	1,700,000	1,500,000	200,000
各種委員会関係費支出	550,000	475,000	75,000
管理費支出	4,922,000	4,777,000	145,000
通信運搬費支出	400,000	400,000	0
消耗品費支出	50,000	50,000	0
事務管理費支出	3,262,000	3,217,000	45,000
印刷費支出	150,000	150,000	0
法人化関連費	200,000	200,000	0
外部監査管理費	160,000	160,000	0
雑支出	700,000	600,000	100,000
ACPP2020開催準備関連費	500,000	500,000	0
事業活動支出計	45,711,733	43,882,000	1,829,733
事業活動収支差額	2,676,776	3,631,000	△ 954,224
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
固定資産売却収入	0	0	0
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
特定資産取得支出	3,000,000	3,000,000	0
ACPP開催基金取得支出	3,000,000	3,000,000	0
投資活動支出計	3,000,000	3,000,000	0
投資活動収支差額	△ 3,000,000	△ 3,000,000	0
III 財務活動収支の部			
財務活動収支差額	0	0	0
当期収支差額	△ 323,224	631,000	△ 954,224
前期繰越収支差額	8,187,397	8,184,934	2,463
次期繰越収支差額	7,864,173	8,815,934	△ 951,761

本会記事訂正のお願い

日本植物病理学会報 85 巻 2 号（2019 年 5 月 発刊）に掲載されました本会記事において、一部訂正の必要な箇所がありました。関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

p. 146

3. 報告事項

(4) 病名委員会報告（佐藤病名委員長）

(訂正前)

- 病名委員会の開催報告が説明された。
- 委員長が窪田昌春氏から佐藤豊三氏に交代したこと、門田育生委員が辞任し篠原弘亮氏に交代したことが報告された。
- 農研機構遺伝子資源センターの病名データベースを介して、誤記載の指摘があり、対応したことが報告された。
- 2019 年度版病名目録を 4 月に HP 掲載予定であることが報告された。
- 宿主植物について、これまでは園芸学会用語集に準拠していたが、Plant list 基準へ変更予定であることが説明された。
- 病名目録の編集・公開方針の変更について報告された。月星評議員より、各年版を廃止した場合の次の改訂版の発行時期について質問があり、佐藤委員長より、新旧対照表は 2019 年 4 月、2020 年 1 月に発行されるが、改訂版は未定であるがなるべく早く発行したい旨回答があった。

(訂正後)

- 病名委員会の開催報告が説明された。
- 委員長が窪田昌春氏から佐藤豊三氏に交代したこと、門田育生委員が辞任し篠原弘亮氏に交代したことが報告された。
- 農研機構遺伝子資源センターより、病名データベース更新作業時に見つかった誤記載の指摘があり、対応したことが報告された。
- 2019 年度版病名目録を 4 月に HP 掲載予定であることが報告された。
- 宿主植物について、これまでは園芸学会用語集に準拠していたが、編集方針を検討後に Plant list 基準へ変更予定であることが説明された。
- 新旧対照表の効率的原稿作成のため、次回より病名データベースから必要な現行データの提供を農研機構遺伝子資源センターに依頼することになった旨説明された。
- 病名目録の編集・公開方針の変更について報告された。月星評議員より、各年版を廃止した場合の次の改訂版の発行時期について質問があり、佐藤委員長より、改訂版は未定であるがなるべく早く発行したい旨回答があった。

P. 158-161

2019 年度一般会計予算書（案）

修正内容については本号会告ならびに p. 319-321 をご覧ください。

訂正

日本植物病理学会報第 85 巻第 2 号 (2019 年 5 月発行) に誤りがございましたのでお詫びして訂正いたします。

108 頁著者所属先

(誤)

奥田 充¹ ¹ 神奈川県農業技術センター

(正)

奥田 充² ² 農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業研究センター

J-STAGE (<https://doi.org/10.3186/jjphytopath.85.108>) では、修正版を 2019 年 6 月 19 日付で公開しております。